

# 茨城県環境負荷低減事業活動の 促進に関する基本計画

(令和5年度(2023年度)ー令和9年度(2027年度))

令和5年(2023年)3月

茨城県、水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、  
龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、  
笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、  
潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、  
かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、  
小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、  
阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

## 目次

1	本計画の策定背景	1
2	環境負荷低減事業活動の促進に関する本県の取組方針	1
3	環境負荷低減事業活動の内容	3
4	特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容	4
5	環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される 基盤確立事業の内容	5
6	環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び 消費の促進	6
7	その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項	7

### 〈参考資料〉

- ・茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針【別紙1】
- ・特定区域設定計画書（石岡市、常陸大宮市）【別紙2】

## 1 本計画の策定背景

本県では、持続可能な農林漁業の実現のため、環境負荷の低減に向けて、化学肥料や化学農薬の使用を低減するなど環境保全型農業を推進してきた。

こうした取組は、持続可能性や経済成長と環境保全の両立への関心が高まっている中でより重要性を増しているほか、現下の原油や肥料原料の価格高騰に対応し、足腰の強い農林漁業の経営環境づくりにも寄与するものであり引き続き推進していく必要がある。

また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年(2021年)5月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに、令和4年(2022年)には同戦略の実現を目指す法制度として環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)が制定・施行され、同法に基づく国の基本方針の公表に伴い実質的な制度の運用が開始された。

本計画は、同基本方針に基づき、茨城県における環境と調和した農林漁業の実現を目指し、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として策定するものである。

## 2 環境負荷低減事業活動の促進に関する本県の取組方針

### (1) 環境負荷低減事業活動の取組の拡大

本県ではこれまで、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。)に基づいて、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」に取り組むエコファーマーの認定を進めるとともに、「第3期茨城県有機農業推進計画」等に基づいて、有機農業(有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条に規定する農業をいう。)を積極的に推進するなど、環境にやさしい農業の実現に向けて各種施策に取り組んできた。

今後は、「みどりの食料システム法」に基づき、持続性の高い農業生産方式に加え、有機農業や下水汚泥等資源の有効活用、農林漁業の事業活動に由来する温室効果ガス排出削減など(環境負荷低減事業活動)に取り組む農林漁業者の認定を推進し、本県の農林漁業の持続的発展を目指す。

※「持続農業法」は、「みどりの食料システム法」附則第2条に基づき、同法の施行と同時に廃止された。

### ア 有機農業の推進

有機農業は環境負荷低減に資するとともに、その農産物は付加価値の高い商品として取引されるポテンシャルを有していることから、これまで、本県では、環境保全型農業直接支払交付金や、儲かる農業推進に係る県独自の施策等を活用し、その取組の拡大に努めてきた。

しかしながら、有機農業は、除草・病虫害防除などに労力を要するうえに、多

くの場合、通常の栽培に比べ収量が低いことや、それらに見合った価格で取引できる販売先を確保しなければならないことなどが課題となっている。

このため、今後は、有機農業のもつ技術的課題の解決に向けた技術開発及び普及活動を展開すると同時に、有機農産物としての表示・販売が認められるために必要であり、販路の確保や消費者の理解促進に資する第三者認証制度である「有機 JAS 認証」の取組拡大に向け、各種施策を推進していく。

上記により、環境負荷低減と高付加価値化を両立する取組を進めることで、真に持続可能な本県農業の発展に努める。

#### イ ハイブリッド型施設園芸設備等の導入推進

令和2年(2020年)10月に、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言した。

令和3年(2021年)には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられるとともに、国の「地球温暖化対策計画」が改定され、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」とされた。

こうした中、「みどりの食料システム戦略」では2050年に農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現を目指している。特に施設園芸では、2050年に化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行を目指しており、2030年の目標として、施設園芸の加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設(暖房機とヒートポンプを組み合わせた暖房設備)等の割合を50%とするよう定めている。

そこで、温室効果ガスの削減に取り組むハイブリッド型施設園芸設備の適正利用技術の確立と普及を通じて導入面積拡大を推進する。

#### ウ 良質堆肥の広域流通や家畜排せつ物の処理・利用の促進

畜産では、経営の大規模化や地域的偏在が進み、特に、霞ヶ浦等流域においては、家畜ふん堆肥等の生産が多く、流域内農地のみでの利用が困難な状況であり、堆肥等の広域流通の促進が必要となっている。一方、耕種農家では、化学肥料の使用量削減及び堆肥等の有効活用による有機農産物生産への関心が高まっている。

このため、家畜排せつ物処理施設等の整備による耕種農家のニーズに適合した良質堆肥等の生産や、畜産農家と耕種農家等とのマッチングを支援すること等により、堆肥等の流域外利用等を目指す。

(2) 環境負荷低減事業活動に係る取組目標

目標指標	基準	目標
環境負荷低減事業活動認定件数	3,904 件 ※ (令和 2 年度(2020 年度))	5,100 件 (令和 9 年度(2027 年度))
有機 JAS 認証取得面積	283ha (令和 2 年度(2020 年度))	560ha (令和 9 年度(2027 年度))
県内の施設園芸農家におけるハイブリッド型施設園芸設備の導入面積	1,933a (令和 3 年度(2021 年度))	2,500a (令和 9 年度(2027 年度))
堆肥・液肥の流域外利用等	93,400t (令和 2 年度(2020 年度))	98,800t (令和 7 年度(2025 年度))

※令和 2 年度（2020 年度）の認定件数は、エコファーマー認定件数を表す。

3 環境負荷低減事業活動の内容

(1) 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動（1号活動）

化学肥料及び化学農薬の過剰な施用に伴い発生する水質汚濁や土壌の劣化、生物多様性の低下等環境負荷の低減を図るため、土づくりと、化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動。化学肥料及び化学農薬を使用しない有機農業についてもこれに該当する。

具体的には、定期的に土壌診断を行った上で、家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の施用を通じて土壌の性質の改善を行うとともに、局所施肥技術の導入や有機質肥料の施用、カバークロープ（緑肥）の作付け等による土壌養分の溶脱防止と化学肥料の施用の減少、病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の実践等を通じた化学農薬の使用の減少に取り組むものとする。また、これらの取組の実施に当たっては、地域の農業協同組合の生産部会等で栽培管理の手順・手法を定める栽培暦の改定及びその実践等の取組として一体的に行うことが期待される。

本計画において、当該事業活動の実施に当たって導入が期待される技術等については、【別紙 1】茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針に示す。

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

燃油使用量等削減のための省エネ設備や農業機械の導入、稲作や畜産由来のメタンの発生抑制対策等、収益性を確保しながら農林漁業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を推進する。温室効果ガスの排出量の削減に資する技術の導入にあたっては、適宜、下記の関連マニュアルを参考とする。

【具体的な取組例】

- ア 農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替え
- イ 施設園芸や特用林産物生産における燃油使用量削減に資する設備等導入

- による省エネルギー化
- ウ 水田作における秋耕の実施や中干期間の延長による水田からのメタンガス排出量削減
  - エ 強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換
  - オ 牛のげっぷ由来のメタン排出量を抑制する飼料の投与や、家畜排せつ物由来の一酸化二窒素を抑制するアミノ酸バランス改善飼料への切替え
  - カ 農林漁業における再生可能エネルギーの利用
  - キ 温室効果ガス排出量削減に資する ICT 機器の活用や放牧等を通じた省力的かつ効率的な飼養管理技術の導入

### (3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）

(1) 及び(2)の活動のほか、環境負荷低減に資するものとして農林水産省告示で定められている下記の事業活動について推進する（みどりの食料システム法第2条第4項第3号及び施行規則第1条第1項）。

#### 【農林水産省告示】

- ア 水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用削減
- イ 環境負荷の原因となる窒素・リン等の減少及び流出抑制
  - ・環境負荷低減型配合飼料の給与
  - ・養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制の取組
  - ・有用物質(窒素、リン等)を効率的に回収できる家畜排せつ物処理施設への転換
- ウ バイオ炭の農地への施用
- エ プラスチック資材の排出又は流出の抑制
  - ・生分解性マルチの利用
  - ・プラスチック被覆肥料の代替技術の導入
- オ 化学肥料・化学農薬の低減の取組と組み合わせて行う、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動の実施

## 4 特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容

特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）を、以下の通り設定する（令和5年(2023年)3月現在）。

今後も引き続き市町村と連携し、新たな特定区域の設定を推進する。

### (1) 石岡市 【別紙2-1】

#### ア 区域名

石岡市柿岡地区、小幡地区、葦穂地区、恋瀬地区、瓦会地区、園部地区、林地区、小桜地区、北小学校学区

#### イ 特定環境負荷低減事業活動の概要

県南地域における大規模な有機農業モデル団地としてのさらなる取組の推

進および他地域への取組の横展開

(2) 常陸大宮市 【別紙2-2】

ア 区域名

常陸大宮市三美地域、鷹巣地域

イ 特定環境負荷低減事業活動の概要

三美地域：有機農業モデル団地先進地としてとしてのさらなる取組の推進  
および他地域への取組の横展開

鷹巣地域：有機米の栽培モデル団地化と地産地消の推進

5 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容

(1) 県試験場等による環境負荷低減に寄与する主な技術の開発と普及  
〈農業総合センター〉

「持続可能な農業及び気候変動に対応した新技術の開発」を研究の重点推進事項の一つに掲げ、生産性と持続性を両立できる農業を実現するため、有機農業などの化学農薬・化学肥料を削減した農業の推進や廃プラスチック(マルチ)の排出低減等による環境負荷の低減に資する栽培技術及び品種の開発と普及を目指す。

ア 有機農産物生産に適した土壌条件の解明(～R6)

堆肥の施用や緑肥の導入等による土づくりの効果を科学的な観点から検証・評価し、有機栽培に適した土壌条件を解明する。得られたデータから土づくり技術事例集を作成し、有機農産物の生産拡大を推進する。

イ 混合堆肥複合肥料等を利用した小麦の減化学肥料栽培の開発・実証(～R6)

小麦の基肥として化学肥料に代え豚ふん入り混合堆肥複合肥料や鶏ふん発酵肥料を用いた栽培方法の開発・普及により、畜ふん堆肥の利用促進と化学肥料の削減を推進する。

ウ 長期栽培野菜に適した生分解性プラスチックの選定と酵素処理による分解性の評価(～R5)

長期栽培野菜(施設トマト、露地レタス+加工用トマト等)に適する生分解性プラスチックマルチを選定するとともに、酵素処理による分解促進効果を検証し、作業の省力化と廃プラスチックの排出削減に貢献できる技術の開発と普及を目指す。

〈畜産センター〉

「持続可能な畜産及び地球温暖化に対応した技術の開発」を研究の重点事項の一つに掲げ、持続可能な畜産経営を実現するため、液肥等利用技術の確立と普及を目指す。

ア 液状肥料利用促進のための品質安定・簡易分析技術に関する(～R6)

液状肥料の利用を促進するため、液状肥料の製造方法毎の性質を調査するとともに、畜産現場で簡易に肥料成分を算出できる技術を開発する。(令和7年度(2025年度)までに、簡易な液肥成分分析技術の確立を目指す。)

- イ 多孔質資材を利用した畜産排水の低コスト蒸発散処理に関する研究(～R5)  
設置と管理が簡易なビニールハウスと多孔質資材を組み合わせた蒸発散技術を検討し、浄化处理した畜舎排水を低コストで効率よく処理するシステムを開発する。(令和6年度(2024年度)までに効率的な蒸発散システムの構築を目指す。)

## (2) 環境負荷低減事業活動を支える環境整備

### ア 堆肥の広域的な流通の円滑化

良質な堆肥や液肥を生産するための家畜排せつ物処理施設の整備・補改修及び付帯施設の機械導入に対する助言や、堆肥等の広域流通のための輸送費や堆肥散布機の導入への支援を行い、霞ヶ浦及び涸沼への流入負荷削減を図る。

茨城県堆肥利用協議会に堆肥コーディネーターを配置し、堆肥需要の把握と情報提供を行い、畜産農家と耕種農家のマッチングを図り、堆肥の広域流通を促進する。

### イ 新たな水管理技術の導入促進

農業用水の水管理に係る経費の削減やCO<sub>2</sub>の排出削減のため、ICT等を活用した新たな水管理技術の導入を促進する。

## 6 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

### (1) 県産有機農産物の販路拡大に向けた流通の改善及びPRの実施

ア 県産有機農産物の販路拡大を図るため、産地や市場関係者等と連携し、新たな流通ルートを検討し、物流改善を図る。

イ 生産者と県内外の実需者のマッチングを支援するほか、県産有機農産物のブランド確立に向け、民間企業と連携してオーガニックレストランを活用したPRを実施するなど戦略的なプロモーションを展開する。

### (2) 県産有機農産物の輸出拡大に向けた海外プロモーション等の実施

ア 県産有機農産物の輸出拡大を図るため、産地と輸出業者等とのマッチングを支援するとともに、海外バイヤーへの商品提案を実施する。

イ 海外量販店や飲食店等において、試食販売等のプロモーションを実施し消費拡大を図る。

### (3) 県立学校や市町村立学校の学校給食での有機農産物の消費拡大

有機農産物や生産者、購入先等の情報を栄養教諭や栄養職員、市町村担当者を対象とした研修会等において周知を図る。



(4) 食育を通じた有機農産物への理解の醸成

学校における食に関する指導を通して、児童生徒に地域の農産物に関する理解や生産者の努力、食に対する感謝の心を育む。

**7 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項**

県各部局庁が協力・連携し、持続可能な農林漁業の推進に取り組む。目標の達成状況や事業の進捗状況については、PDCA サイクルに基づいて進捗管理を行い、適宜事業の見直しを行う。

また、県の関係者の他、農林水産省、市町村、産地等関係者とも十分な連携を図る。各地区で設置された特定区域内のモデル的取り組みについては、随時情報共有を行って、県内での横展開を図る。

# 茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針

## 第1 持続性の高い農業生産方式の導入について

近年、土づくりの減退、化学肥料や化学農薬への過度の依存による農地の生産力の低下、生産環境の悪化といった状況や霞ヶ浦等の湖沼や地下水などの環境への負荷が懸念されている。一方では、化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物等に対する消費者・実需者のニーズが高まってきている。

今後、農業が有する自然循環機能等を生かしながら、将来にわたってその多様な機能を発揮していくためには、農地の生産力の維持増進のための土づくりを十分に行うとともに、化学肥料や農薬の使用を低減した農作物の栽培が求められている。

このような状況に対応するため、本県では、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に配慮しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用低減等による環境の負荷軽減に配慮した持続的な農業である「環境にやさしい農業」の推進に努めてきた。

環境と調和のとれた持続的な農業生産の推進を図るために、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及浸透を図り、それに取り組む農業者に対する支援措置を内容とした「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が、平成11年10月25日に施行された。

本法律は、従来から推進してきた環境保全型農業を全体フレームとする中で「持続性の高い農業生産方式」の導入推進のための具体的な対策手法として位置づけられている。

本法律を受け、本県の農業者が導入すべき農業生産方式を具体的に示すため、同法第3条に基づき「茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針」を定める。

## 第2 持続性の高い農業生産方式について

「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって以下の技術をいう。

### 1 堆肥等その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果の高いもの

#### (1) 堆肥等有機質資材施用技術

有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質の調査を行い、その結果に基づき、堆肥その他の有機物資材であって、炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。

#### (2) 緑肥作物利用技術

有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質の調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

### 2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果の高いもの

#### (1) 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。

(2) 肥効調節型肥料施用技術

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料であって、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素についての同法第3条第1項の公定規格に適合するもの若しくは土壤中における硫酸化成を抑制する材料が使用されたもの又はこれらが原料として使用されるものを施用する技術をいう。

(3) 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

施用する種類や量については、土壌診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分等を勘案して適性と考えられるものとし、過剰な施用や未熟な堆肥の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、又は環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果の高いもの

(1) 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

(2) 機械除草技術

有害植物（有害動物の発生を助長する植物を含む。）を機械的方法により駆除する技術をいう。

なお、本技術には、畦畔における有害動物の発生を助長する植物を機械的方法により駆除する技術が含まれる。

(3) 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。

(4) 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいい、捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌等を導入する技術及びバンカー植物（天敵の増殖又は密度の維持に資する植物をいう。）を栽培する技術等が含まれる。

(5) 対抗植物利用技術

土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

(6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

(7) 天然物質由来農薬利用技術

有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)別表2に掲げる農薬(有効成分が化学的に合成されていないものに限る。)を利用する技術をいう。

有効成分が化学的に合成されていない農薬とは、有効成分がすべて天然物質に由来する農薬をいう。

本技術は農薬を利用するため、農薬取締法を厳守した使用が行われるよう十分留意するとともに、利用する農薬については有効成分が化学的に合成されていないものであることを製造メーカーへの問合せ等により確認する必要がある。

(8) 土壤還元消毒技術

土壤中の酸素の濃度を低下させることにより，土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。

熱利用土壤消毒技術

土壤に熱を加えてその温度を上昇させることにより，土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。

(9) 光利用技術

有害動植物を駆除し，又はそのまん延を防止するため，有害動植物を誘引し，若しくは忌避させ，又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。

(10) 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

(11) フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって，農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。

(12) マルチ栽培技術

土壤の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。

## 【石岡市特定区域設定計画書】

### ① 当該区域の区域名

- (1)石岡市柿岡地区
- (2)石岡市小幡地区
- (3)石岡市葦穂地区
- (4)石岡市恋瀬地区
- (5)石岡市瓦会地区
- (6)石岡市園部地区
- (7)石岡市林地区
- (8)石岡市小桜地区
- (9)石岡市北小学校学区

### ② 当該区域の農林漁業の特性、区域設定の理由

本地域は、茨城県のほぼ中心部に位置しており、周囲は日本百名山である筑波山をはじめ、足尾山、加波山等の山々に三方囲まれ、盆地状の地形で露地平地は少ない。

東京都心から 70 k m、県庁所在地の水戸市からは 30 k m に位置し、常磐自動車道へのアクセスも容易である。また、有機農業の取組の推進を図り、長年、環境保全型農業に積極的に取り組んでいる。

本地域において、JA やさと有機栽培部会（JA やさとの生産部会）を中心に有機農業の取組を始めており、地域の生物多様性保全や地球温暖化防止等といった多面的機能の発揮の促進を図ることを目的として、自然環境の保全に資する農業生産活動（環境保全型農業）に取り組んでいる。JA やさと有機栽培部会の特徴としては、有機栽培へのこだわりとして①化学肥料は使用しない 有機肥料 100% で栽培 ②除草剤及び土壌消毒剤は使用しない ③化学合成農薬は使用しない ④輪作・緑肥を重視する ⑤遺伝子組み換えされた種子を使用しない という「有機部会栽培 5 原則」を重視している。また、JA やさと主導で、「ゆめファームやすと研修制度」を開始し、就農希望者支援と地域農業の担い手育成のため、JA やさと有機栽培部会が受け入れ先となり毎年就農希望者を受け入れ、実践的な研修を 2 年間行った後、地域農業の担い手として送り出している。また、石岡市が「ゆめファームやすと」と同様の新規就農者研修施設「朝日里山ファーム」を開設し、JA やさと有機栽培部会の技術指導の協力を得て、地域農業の担い手育成を図っている。

本地域を特定区域として設定することにより、今後は関係機関と連携しながら、「環境保全型農業直接支払交付金」等の補助金を更に活用して、県南地域における大規模な有機農業モデル団地として取組を展開し、有機栽培に取り組む新規就農者や既存の有機農家に対して、フォロー体制の構築を図ることとしている。また、モデル地区化することで、部会に所属していない有機農家に対して JAS 認証を取得する契機となるような取組を展開していく。これらの取組を通じて、モデル団地としてのさらなる取組の推進を図るとともに、他地域への取組の横展開を進める。

### ③ 特定環境負荷低減事業活動として想定される取組内容

#### 特定環境負荷低減事業活動の内容

地域での有機農業の取組拡大に向けて、緑肥・炭素貯留効果の高い堆肥等を取り入れた生産技術・様々な年齢層によるノウハウの共有、慣行栽培との調整、共同集出荷体制の構築、ブランディング等、生産・流通方式の共通化を図り、地域ぐるみで有機農業の新たな産地形成に取り組む。

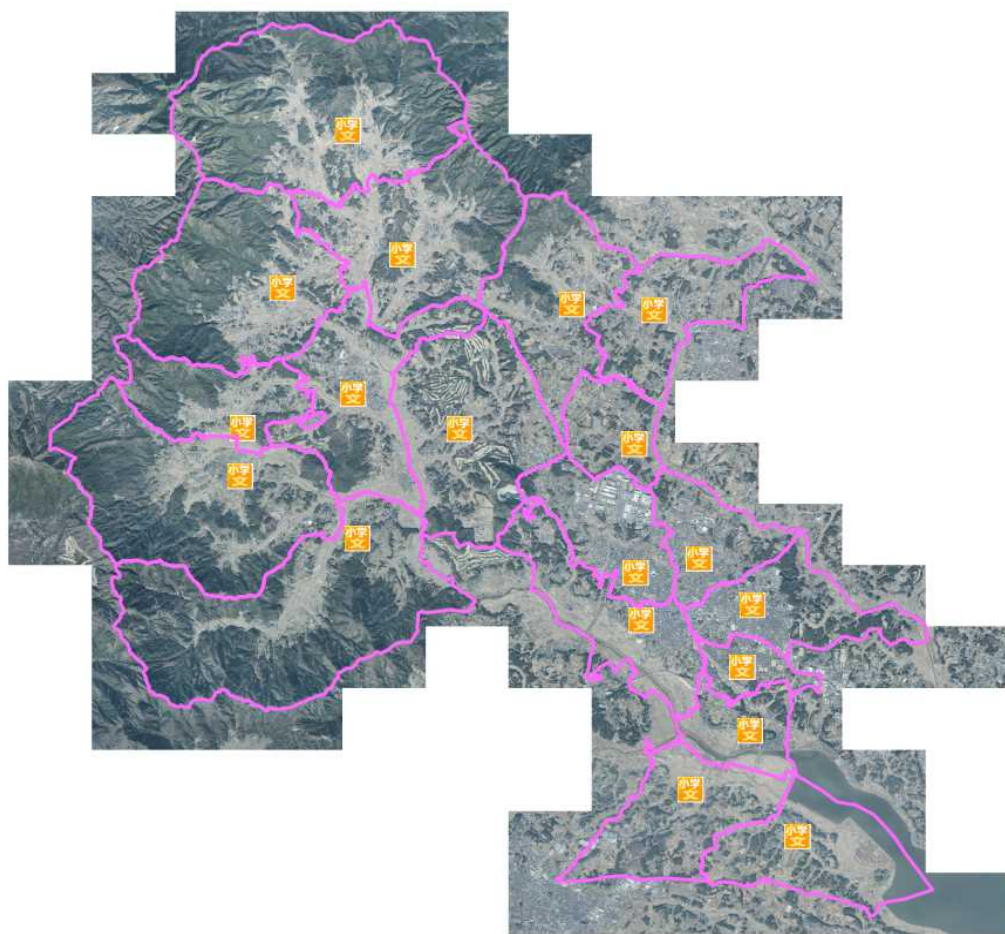
具体的には、今般の肥料高騰に耐えうる農業経営の確立・みどりの食料システム戦略に沿った環境調和型農業の先駆的な取組として、ソルゴーやえん麦といった土壌微生物が繁殖しやすい環境を作るための緑肥の導入や、地域の家畜糞尿や落ち葉、稲わら等を原料とした C/N 比 10 以上の腐熟した堆肥の施用(鶏ふん等を主原料とするものは除く。)による地域資源循環型の土づくり、JA やさと流通センターを活用した生産・流通方式の共通化、有機農業に取り組む各団体の各々の研修や、組織ならではの意見交換・情報共有等が挙げられる。

SDGs への取組として、JA やさと有機栽培部会の有志による子ども食堂への食材提供や、令和 3 年より開始された JA やさとによる地元の市立小中学校を対象にした学校給食への食材提供等も今後推進していく。

石岡市 有機農業実施区域位置図



石岡市 小学校区



## 常陸大宮市特定区域設定計画書

**1. 区域名**

- ①常陸大宮市三美(みよし)地域
- ②常陸大宮市鷹巣(たかす)地域

**2. 区域の特性、区域設定の理由**

- ①本地域は、約 40ha ほどの平坦な農地で連坦をしていたが、区画の不形成等により農地の集積・集約化が難しく、農業の担い手の減少が続いていた。農地、農業を守りたいという地域の思いから、県営畑地帯総合整備事業を実施し新たな担い手の参入、営農につなげた。現在、3法人が農地を借り受けて、露地園芸は根菜類、施設園芸は葉物を中心に有機野菜の栽培に取り組んでいる。

これまで国や県の補助事業を活用し、関係機関が連携しながら県北地域における大規模な有機農業モデル団地として取組を展開しており、今後、有機 JAS 認証取得の拡大を図ることとしている。本地域を特定区域として設定することにより、モデル団地としてのさらなる取組の推進を図るとともに、他地域への取組の横展開を進める。

- ②本地域は、面としてまとまりのある優良農地であるが農業者の高齢化に伴い、農業生産法人や大規模農家が借り受け営農しているケースが多い。土地の形状及び取り巻く環境が有機米栽培に適していたことから、市内小中学校の学校給食用有機米栽培ほ場とし、農地中間管理事業により農業生産法人等に農地を集積・集約した。令和5年度から1法人、1個人の2農業者が作付けを開始する予定。順次、当該地域一帯への有機米栽培取組面積の拡大を図るとともに、有機 JAS 認証を取得する。本地域を特定区域として設定することにより、有機米の栽培モデル団地化と地産地消の推進を図る。

**3. 特定環境負荷低減事業活動として想定される取組内容**

- ①有機農業モデル団地先進地として、みどりの食料システム戦略推進交付金をはじめとする各種補助事業等を活用しながら、ドローンセンシング等の先端技術の



導入を通じた生産技術の向上や営農環境の整備、ブランディングによる付加価値の向上などに取り組む。また、消費者への理解促進を図るため、有機農業産地見学会などを開催し情報発信やPR等を行う。慣行農業から有機農業へ転換を希望する農業者については、勉強会や技術支援等を行い他地域への取組拡大を図る。

- ②有機米栽培に向けて、先駆者から栽培技術の指導を受けながら、地域に合った生産技術を習得し、安定的な栽培体系の確立を目指す。また、有機米栽培展示ほ場として積極的に視察、研修等を受け入れ、有機米栽培への転換を希望する農業者とノウハウの共有を図り、地域での有機農業の取組拡大を図る。

# 常陸大宮市 有機農業取組箇所位置図

